

\*\*\*\*\* 保護者のみなさまへ \*\*\*\*\*

## 就学援助費についてのお知らせ

就学援助費とは、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学上の経費の一部(学校給食費など)を援助する制度です。

### ◎援助費を受けられる方

三郷市に住民登録があり、三郷市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者又は三郷市立以外の公立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で以下のいずれかに該当する場合

- 1 生活保護を受けている世帯
- 2 前年度に生活保護の停止または廃止を受けた世帯
- 3 児童扶養手当を満額受給している世帯
- 4 世帯全員の前年の総所得金額が認定基準額以下の世帯
- 5 その他(理由の記入及び証明書類を提出し、市長が認めた場合)

※5については、1～4の状況を加味して審査するため、認定できない場合があります。

### 認定基準額(世帯全員の年間総所得金額の合計)

世帯人数	認定基準額	世帯人数	認定基準額	世帯人数	認定基準額
2人世帯	1,825,000円	5人世帯	2,800,000円	8人世帯	4,201,000円
3人世帯	2,277,000円	6人世帯	3,557,000円	9人世帯	4,674,000円
4人世帯	2,657,000円	7人世帯	3,856,000円	10人世帯	5,049,000円

### ◎この制度で受けられる援助(費目・支給額・支給方法、支給時期等)

※予算範囲内での支給

費目		支給額		支給時期等
学用品費 通学用品費	小学校	第1学年	11,630 円(年額)	3回(各学期ごと)に分けて支給 第1回分・・・7月(4月～7月分) 第2回分・・・12月(8月～12月分) 第3回分・・・3月(1月～3月分)
		他の学年	13,900 円(年額)	
	中学校	第1学年	22,730 円(年額)	
		他の学年	25,000 円(年額)	
新入学用品費 ※入学準備金受給者は対象外	小学校	第1学年	64,300 円	7月(4月認定者のみ支給) ※入学準備金受給者は対象外だが、支給額に変更があった年度については、翌年度認定者のみ差額を支給します。
	中学校	第1学年	81,000 円	
入学準備金	小学校	入学前	64,300 円	入学前の2月(別途案内時に申請が必要)
	中学校	小学6年	81,000 円	小学校6年の2月(1月認定中の者のみ)
学校給食費	小学校		3,950 円(月額)	①4月～6月分→7月、②7・9月分→10月
	中学校		4,700 円(月額)	③10・11月分→12月、④12月分→1月、⑤1月～3月分→3月
修学旅行費	小学校	6年の参加者	実費支給限度額 22,690円	12月 ※過去、対象児童の小5までの学年で宿泊を伴う校外活動を「実施」しておらず、その代わりに2泊3日の修学旅行を行う場合は校外活動費(宿泊を伴うもの)を加算します。
	中学校	3年の参加者	実費支給限度額 60,910円	1回目・・・10月 2回目・・・12月
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	小学校	実費支給限度額	3,690 円	12月(スキー教室は3月) ※1泊2日の校外行事等
	中学校	実費支給限度額	6,210 円	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小学校	実費支給限度額	1,600 円	3月 ※日帰りの遠足等
	中学校	実費支給限度額	2,310 円	
日本スポーツ振興センター掛金	小・中学校		460 円	7月(4・5月認定者のみ支給)

※生活保護受給世帯(要保護)に認定された方は、○で囲まれた修学旅行費(小学校6年生、中学校3年生)のみ支給となります。

### ◎申込方法 令和8年度当初申請の提出期限は4月17日(金)です。

- 1 三郷市立小・中学校に在籍している場合  
希望する場合は、「就学援助費受給希望調書」の「1. 希望します」を○で囲み、「就学援助費受給申請書」を記入し、学校に提出してください。なお、希望しない場合であっても「2. 希望しません」を○で囲み、申請書欄は記入しないで学校に提出してください。
- 2 三郷市立以外の公立小・中学校に在籍している場合  
「就学援助費受給申請書」を記入し、三郷市教育委員会学務課(市役所4階)に直接提出してください。
- 3 家庭状況の変化があった場合は、再申請が必要です。認定となる場合は申請した翌月からとなります。
- 4 家庭状況の変化があった場合、一度否認認定になった方が途中で再申請することは可能です。認定となる場合は申請した翌月からとなります。

### ◎注意事項

- 1 前年の所得で認定します。住民税の申告を必ずしてください。前年の収入がない場合でも、収入がないことを申告してください。(申告がない場合、所得不明で否認認定となります。)
- 2 判定結果は、7月以降に学校を通じて申請者全員に通知します。
- 3 5月までに申請し、所得不明で否認認定となった方が、8月下旬までに所得を明らかにし認定となった場合は、4分に遡って10月中旬に支給します。それ以外の遡り支給はできかねますので、ご了承ください。
- 4 三郷市外へ住民異動した場合は、その月末をもって三郷市の援助は終了します。
- 5 ご不明な点がありましたら、三郷市教育委員会学務課学務係までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

三郷市教育委員会 学務課学務係 電話 048-930-7756(直通)

## ◎ 申請の手引き

黒のペンまたはボールペンで記入してください。

### 1 就学援助費受給申請書について

- (1) 該当児童・生徒それぞれに申請書を提出してください。
- (2) 申請者(保護者)氏名欄は、原則、署名してください。記名の場合は押印してください。
- (3) 令和8年1月1日の住民登録上の住所が異なる場合は、必ず記入してください。
- (4) 世帯の状況について
  - ① 申請年月日(記入日)現在で同じ住所に住民登録がある全員を、児童・生徒とそれ以外のかたに分けて記入してください。  
**住民登録上の別世帯のかたも含めて記入してください。**
  - ② 氏名は住民登録上の名前を記入し、通称名では記入しないでください。ただし、外国籍のかたで通称名を登録している場合は記入できます。
  - ③ 年齢は、申請年月日現在の年齢を記入してください。
  - ④ 続柄は、該当児童・生徒を本人と記入し、本人から見た続柄を記入してください。  
(区分:父、母、兄、姉、弟、妹、祖父、祖母、叔父、叔母、いとこ、左記に該当しないかたは同居人としてください。)
  - ⑤ 職業等区分は、以下の区分で該当するものを記入してください。  
(区分:会社員、自営業、公務員、パート・アルバイト、学生、未就学、無職)
  - ⑥ 勤務先・学校名(学年)は、必ず記入してください。自営業の場合で会社名や屋号等がない場合は「自営業」と記入してください。
- (5) 申請理由及び添付書類について(兄弟姉妹で申請する場合は、**一番低い学年のかたに添付してください。**)

申請理由	証明書類、注意事項など
①生活保護を受けている。	生活保護の開始年月日を記入してください。 三郷市外で生活保護を受給しているかたは、受給証明書を添付してください。
②前年度に生活保護の停止又は廃止を受けた。	停止又は廃止年月日を記入してください。 三郷市以外で生活保護の停止又は廃止となったかたは、停止(廃止)証明書を添付してください。
③児童扶養手当を満額受給している。	ひとり親家庭に支給される手当です。児童手当のではありません。 満額受給しているかたが対象です。
④世帯全員の総所得が認定基準以下である。  ※「就学援助費についてのお知らせ」の認定基準額を参照	・同じ住所に住民登録がある全員の前年1月1日から前年12月31日までの年間総所得額の合計で判定いたします。 (例)R8年度のご申請(R8.4月～R9.2月末) →R7.1.1～R7.12.31までの年間総所得(世帯全員)で判定 前年の所得を証明する書類の取り扱いについては、以下のとおりです。 (当初申請、途中申請(5月まで)) ○ 令和8年1月1日現在、三郷市に住民登録があるかたは添付不要です。 ○ 令和8年1月1日現在、三郷市に住民登録がないかた 給与所得のみ⇒源泉徴収票の写し 給与所得以外⇒市民税・県民税申告書または確定申告書の写し (途中申請(6月以降)) ○ 令和8年1月1日現在、三郷市に住民登録があるかたは添付は不要です。 ○ 令和8年1月1日現在、三郷市に住民登録がないかた ⇒令和8年度課税証明書又は非課税証明書 ※令和8年度の課税証明書及び非課税証明書は5月末～6月頃に1月1日現在の住民登録地で発行可能となります。 ・住民税未申告者は審査ができません。収入がない場合でも申告してください。 ・令和8年1月1日現在、海外にいた場合は、学務課窓口にて収入の報告が必要です。前年の収入をご確認のうえ、学務課窓口までお越しください。 ・住民登録上別世帯で、完全に生計が異なることを証明できる場合は、判定から除外できる可能性があります。同じ月で、それぞれの世帯の公共料金領収書の写しを添付してください。
⑤その他  ※特別な事情(失業・休職・火災等)があり、収入に影響が出ている場合  ※住宅・車のローン等、債務の返済は対象外です。	※1～4に当てはまらない場合は、理由を詳しく記載し、書類を必ず添付してください。書類がない場合、審査ができません。 ※1～4の状況も含めて審査するため、書類提出があっても認定できないことがあります。 ・離職中→雇用保険受給資格証明書等の離職を証明できる書類の写し ・休職中→休職中であることが分かる書類の写し ・前年度又は該当年度に火災などの災害を被った場合→災証明書の写し ・転職等で現在の所得が大幅に減少した場合→申請日以前の直近3ヶ月分の給与明細書(月給の差額分を確認するため、収入が下がる前の給与明細書等の添付もお願いいたします。)

### 2 就学援助口座振込依頼書について

- (1) 口座名義は通帳に記載されているとおりにカタカナで記入してください。
- (2) 口座名義は、申請者と同一にしてください。また、兄弟姉妹、必ず同じ口座にしてください。
- (3) 就学援助費は原則、口座振込依頼書の口座に振込みいたしますが、未納金等があった場合は申請書の承諾書に基づき、学校に直接振り込む場合があります。
- (4) 通帳の金融機関名、支店名、金融機関コード、店番コード、口座番号、口座名義人(カタカナ表記)が確認できる部分のコピーを添付してください。通帳がない場合は、キャッシュカードのコピーを添付してください。
- (5) 金融機関コードがご不明の場合は、空欄にしてください。